



茨城県報

第 576 号

令和 7 年 (2025年) 1 月 9 日

木 曜 日

目 次

規 則	ペー ジ
●茨城県住民基本台帳法等施行細則等の一部を改正する規則（市町村課）	2
●茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （産業人材育成課）	3
(教 育 委 員 会)	
●茨城県立図書館管理規則の一部を改正する規則	5
告 示	
●鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新（環境政策課）	5
●指定障害児入所施設等の指定更新（障害福祉課）	6
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定（2件）（障害福祉課）	6
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定更新（5件）（障害福祉課）	7
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の 廃止（2件）（障害福祉課）	8
●青少年に有害な興行の指定（青少年家庭課）	8
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（8件）（中小企業課）	9
公 告	
●開発行為の工事完了（建築指導課）	14
●建築基準法による道路の指定の廃止（2件）（建築指導課）	14
●建築基準法第86条の2第1項の規定による一団地の認定（建築指導課）	15
(企 業 局)	
●入札公告（3件）	15
(警 察 本 部)	
●入札公告	28
(茨城海区漁業調整委員会)	
●海区漁場計画に関する公聴会開催	33
指 示	
(茨城海区漁業調整委員会)	
●漁業法に基づく指示（4件）	36

茨城海区漁業調整委員会指示第 4 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 7 年 1 月 9 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間
北緯36度50分以北の茨城県海面	4 月 1 日から11月30日まで
北緯36度32分以北から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面	1 月 1 日から12月31日まで
北緯36度00分以北から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面	4 月 1 日から11月30日まで
北緯35度52分以北から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4 月 1 日から10月31日まで
北緯35度52分より南の茨城県海面	4 月 1 日から11月30日まで

2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。

3 この指示の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までとする。



茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 7 年 1 月 9 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

1 茨城県海面において、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近にあって、同表の右欄に掲げる区域においては、さけ又はますを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

河 川	禁 止 区 域
里 根 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
江 戸 上 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
関 根 川	関根川河口左岸導流堤突端から半径200m以内
花 貫 川	花貫川河口左岸導流堤突端から半径300m以内
十 王 川	十王川河口基点13号から半径200m以内